

第4章 第5節 体験活動における留意点

第1項 体験活動における準備



21 体験活動における準備のポイントについて教えてください。



体験活動におけるポイントは、①事前・準備段階、②受入れ1週間前、③受入れ当日段階の3つがあり、その中には、参加者と受け入れ側双方への留意点があります。詳しくは以下をご参照ください。

1. 事前・準備段階(予約を受けた段階)

プランニングシートを作成し、全体把握をする。



ポイント

- ・実際に体験し、参加者視点で考える！
- ・事前・準備段階でヴァーチャルのプランニングシートを作成する。
体験プログラム別に全体を構成する要素を事前に調べ、体系立て、ヴァーチャルでリスクマネジメントを考慮した初期の受け入れの手引きを作成してみます。
つまり予約を受け付ける段階では、季節も異なり、模擬訓練の実施が困難であるため、先ずは頭で想像してプランニングシートを埋めていくということです。

事前段階 では、体験プログラム別プランニングシートの作成を行う。

前述のように紹介した実地踏査、体験プログラムの模擬訓練によるリスクの洗い出し、評価、分析、対策の手順でプランニングシート（受け入れの手引き）を作っておきます。

- ・参加者に対し、先ず参加者側の人数、年齢、性別、目的、持病の有無を把握することが前提です。

その上でお客様に向けた留意点として、用意してもらう持参品、服装・帽子、履き物など明文化して告知する。

現地の状況・情報を提供し、でき得るならば事前学習してもらうことで、リスクの軽減、転嫁につなげていくことが可能となります。

- ・受け入れ側においては、プランニングシートに基づいて、時期、受け入れ人数、体験プログラムに応じた体制、明確な役割分担、道具類の段取りを準備し、不足部分や不備、天気予報を把握しておくことで、リスクの事前把握による軽減、回避、保有、転嫁が可能となります。

手順：リスクの洗い出し→評価マップ→予防対策（リスクの軽減、回避、転嫁、保有）→対策の担当と手配段取り→復唱・確認

2. 実施 7 日前の段階：

受け入れ 7 日前までに関係者全員が参加した模擬訓練の実施



●模擬訓練の際には参加者の年齢に応じた視点で点検することが前提

●準備段階のプランニングシートを使って、模擬訓練を実施する。

※準備段階のプランニングシートはヴァーチャルでリスクマネジメントを考慮したものです。

（頭で考えた初期プランニングシート）

実際に使うためには、関係者の合意形成と意識統一が重要です。

そのためには最低 1 週間前までに、受け入れの模擬訓練を実施し、現場でリスクマネジメントをして、当日使える受け入れマニュアルにする必要があります。

●模擬訓練では、その場で課題解決をしていく事が重要。

どうかなるだろう？！ たぶん大丈夫？！

まさか、そんなことはありえない？

誰か気がつく、又はするだろう。

言っただけで復唱確認をしていない。・・・これらの考えがもっとも危険。

手順→初期プランニングシート→模擬訓練→リスクマネジメント→今回の受け入れに限ってのマニュアル完成

※受け入れマニュアルは、参加者（プログラム、年齢、時期・時間帯、性別、場所）に応じて毎回検証し、確認すること

実施の 7 日前までに 受け入れ関係者全員が参加した模擬訓練を実施して、受け入れ内容の把握をしてもらいます。

その際には、週間天気予報、受け入れ人員、体験に使う道具類、班長、作業の流れ、役割分担などすべての業務を確定させます。

模擬訓練は必ず現場で実施し、リスクの洗い出し、分析・評価をした上で、予防策（軽減、回避、転嫁、保有）を確定させていくことが重要です。

それらをまとめ、受け入れのマニュアルを完成させ、関係者全員に 3 日前までに配布して、復唱確認をすることが重要です。

3. 実施当日段階：

朝の見回り、点呼に始まり、点呼に終わる。終始笑顔で接し、一緒に楽しむ。

- 受入れ当日** 朝の体験現場と周辺の実地踏査、受け入れ側スタッフの点呼、道具の点検、役割分担の確認を済ませておきます。→ 荒天時の代替プログラムの準備
- 会場の交通整理・駐車場への安全誘導。→ 交通安全
 - 入村式又は参加者へのオリエンテーション(ルールや注意事項説明など)を実施。
→ 共通ルールと安全最優先を共有
 - 班分け・グループごとの点呼。→ グループの人数把握
 - 事前呼びかけによる持参品、服装や帽子、靴などの確認。→ 不備対応
 - 体験会場へ移動しての体験プログラムの実施。→ 体験指導と見張り対応
 - 健康管理、トイレ、休憩、振りかえり、水分補給、点呼 → 細やかな配慮によるリスク管理
 - 体験再開 → 点呼・安全確認
- ※昼食やおやつタイムが入る場合 → アレルギー、食中毒、衛生対策
- 体験終了、道具類確認、後片付け、振りかえり → 点呼

[目次に戻る](#)



22 体験活動における子どもの事故の特徴を教えてください。



1 はじめに

体験活動における子どもの事故のうち、ここでは死亡事故を扱い、それらの事故の特徴から指導者が留意すべき点を導きます。

2 川の事故

【事案】

子ども会のハイキング（参加児童は、小学1年生から6年生まで30名、OB中学生6名の合計36名、引率者ら11名）に参加して川遊びをしていた男児（当時、9歳）が、川遊びの範囲として指定された水域を超えた下流約15メートルの深みにはまり溺死した事故につき、引率者等の責任が問われた事案（津地裁昭和58.4.21判決、判例タイムズ494号156頁） ※刑事事件では無罪

【判旨】

裁判所は、概要、次のように判示しました。

i) 引率者Aは川底や岩が苔で滑りやすいことやその上流と下流に深みがあることを認識していたことからすれば、そのような場所を川遊びの場所として選定するについては、児童に対し実施区域を明確に指示するとともに、児童の年齢構成・行動特徴などからみて、上・下流の深みに入り込むことのないよう監視体制を整えて事故を未然に防止すべき義務がある。

しかるに、引率者Aが川遊びの許可をした時には、既に班ごとの行動は失われる無秩序な状況にあったにも拘わらず、班ごとに整列させて川遊びの実施区域の設定等の注意事項を十分に伝達することをせず、また引率者らに対しても、児童が実施区域からはみ出して危険区域に立入ることのないようにするために各人の監視区域を定めて監視を分担してもらうことをしなかったことは注意義務を怠ったものとみるのが相当である。

ii) 引率者B（会長）、C（役員）は、責任者としてAとともにハイキングの実施場所の下見に行き、場所の選定をした者であるから、川遊びの場所の安全性について配慮して適切な措置をすべき注意義務がある。

しかるに、引率者B、Cは、引率者Aに任せきりにして監視体制を取るなどの対応をしなかった点で注意義務違反がある。

iii) もっとも、児童にも不注意があり、また本件はボランティア活動であること

も斟酌して、過失相殺により、生じた損害のうち引率者らが負担すべき部分は 2 割とするのが相当である。

【まとめ】

過失の内容	・子どもに川遊びの実施場所を明確に伝えていない。 ・引率者間において、監視の役割分担を定めていない。
裁判例から導き出される指導法	・遊び回っている子どもを集めて静かにさせてから、実施場所を明確に説明し、実施場所を越えると何故危ないのかを丁寧に説明すること ・引率者間で役割分担を定め、子どもが実施場所を越えないように見守ること

3 海の事故

【事案】

珠算塾の教師 1 名が生徒 10 名を引率して海水浴に行ったところ、その内当時 10 歳の男児と当時 11 歳の男児が、貝採りに夢中になっている間に、満ちてきた海水のために溺死した事故につき、塾教師の過失が問われた事案（名古屋地裁昭 38.6.28 判決，判例時報 342 号 7 頁）

【判旨】

①塾教師の過失

年少者殊に水泳未熟の者が、海水浴又は海水中で貝採りをするときは常に水死の危険を伴うものであるから、かかる年少者を引率する者は、常に年少者の周辺にいてこれを監視し、入水離水に際しては人員を確認するなどして、危険防止のための万全の措置を講じ、もし危険が発生したならば直ちにその救助措置を講ずべき注意義務を負うべきものである。

殊に本件においては、塾教師は児童兩名が殆ど全く泳ぎができないことを知っており、離水時には海水が満ちてきて腰周辺まで及んでおり、児童兩名は貝採りに夢中になっているものと推測されるので離水時における人員確認の要は大なるものと考えられる。

しかるに、塾教師は、離水するに際し何ら人員の確認をすることもなく、児童兩名は既に離水したものと軽信して兩名を放置したまま休憩所に引き上げてしまったため、児童兩名は満ちてきた海水のために溺死するに至ったものであって、塾教師に過失の存することは明らかである。

②過失相殺

もっとも、児童の 1 名は当時小学 5 年生で、もう 1 名は当時小学 6 年生であり、共に健康明朗なうえ、小学校における集団教育を受けていたことなどを勘案すれば、塾教師の指示・命令（塾教師は、入水するに際し、塾生達に「深い所に行つてはいけない。皆先生の見えるところと一緒に固まっておって他所へ行ってはい

けない」と注意を与えており、昼食後の入水前にも同様の注意を与えた）に従うべき注意義務を期待し得るものというべきであり、児童兩名がその注意義務を怠り、被告の統率から離脱し、本件事故を招来したことについては児童兩名にも過失があるというべきであると判示して、賠償額を減額しました。

【まとめ】

過失の内容	・海水が満ちてくることを想定して、泳ぎが出来ない子どもが溺死しないよう周辺に居て監視しなかった。 ・離水時に人員確認をしなかった。
裁判例から導き出される指導法	・子どもが溺れないように周辺で見守り、離水時には必ず人員確認をすること

4 山の事故

【事案】

県立自然公園で実施された小学校4年生の遠足において、同公園内で昼食を食べた後に付近を走り回って遊んでいた女兒（当時、9歳）が高さ約3.5ないし4メートルの崖から転落して外傷性くも膜下出血の傷害を負い、その25日後に死亡した事故につき、学校の設置管理者である市と公園の設置管理者である県の責任が問われた事案（浦和地裁平3.10.25判決、判例タイムズ780号236頁）

【判要】

①教諭の過失

裁判所は、概要、次のように判示して、教諭の過失を認め、市の責任を認めました。

すなわち、昼食をとり終えた児童が集合時間まで遊ぶこと、とりわけ同所が芝生広場であれば児童が走るなどして行動範囲を広げ、児童が走った勢いで斜面の下方まで行ってしまうことは容易に予測することができる。

このような地形の状況を踏まえて考えれば、児童を遠足に引率する教諭としては、斜面の下方がどのようなになっているかを見分しておくべきであり、またこの部分を見分しておけば、本件崖の存在を容易に現認することができたことは明らかである。

そしてこれを現認していれば、児童に対し、単に走ることが危険であることを注意するにとどまらず、本件崖に近づかないように指示するなど、これに対処する方法を講ずることができたものと考えられる。

しかるに、教諭は、本件斜面の下方部分を十分に下見しなかったため、本件崖の存在に気が付かなかったのであるから、同教諭には下見に関し過失があったと言わざるを得ない。

②県の責任

また、裁判所は、本件公園は、傾斜角度が 20 度ないし 30 度もあって、崖の存在が上からは分かりにくいのであるから転落防止のための手段を講ずべきであったとして、公園の設置管理者である県の過失も認定しました。

③過失相殺

ただし、女兒は教諭から現場で走ってはいけないと注意を受けていたのに下方の状況を確認せずに走ったことに過失があるとして、市の責任は 5 割、県の責任は 8 割（本件のような危険な崖を放置していた県の責任は重いとして、2 割のみの減額）としました。

【コメント】

判決は、教諭の下見の不十分さを指摘していますが、学校側は児童の行動を十分に把握することもできていませんでした。従って、下見をして危険箇所の把握に努めることのほか、児童の行動に気を配ることも本判決からは学ぶべきだと思います。

【まとめ】

過失の内容	・ 子どもの行動を予測して、斜面の下方がどうなっているかまで下見をしなかった。
裁判例から導き出される指導法	・ 遊び場だけではなく、遊び場の周辺にも危険な箇所がないか把握すること ・ 子どもの行動を見失わないように見守ること

5 事故予防のポイント

以上の事故事例^(注1)から、次のことが導かれます。

【指導者が留意すべき事故予防のポイント】

～指導法の手順～	
□下見をして危険箇所を把握する	→ 自己判断ではなく役場・専門家等に確認する → 周辺も下見をする
□集合させて、点呼をとる	
□説明する	→ □遊ぶ場所の範囲（どこからどこか） → □危険箇所について（どこが、何故危ないか）
□指導者間で「役割分担」をして子どもを見守る	
□活動終了時にも点呼する	
※上記は危険箇所を含む活動場所を想定しています。「どこで」「どのような状況になると」危険なのかを個々に判断することが大切であり、過剰に考えすぎないことも大切です。	

（注1）小学生を想定しているが、中高生にも同じ理解で指導した方が良い。

[目次に戻る](#)



23 天候判断において留意すべき点を教えてください。



1 基本的な留意点について

(1) 気象災害に対する心構えと行動プラン

普段、想像できないくらいの大雨や、大雪、強風、気温変化などの異常が気象災害です。災害に備えた、行動プランを作っておきましょう。

山間部では、集中豪雨による土砂災害や、道路閉鎖で孤立、豪雪による雪崩や交通障害などもあります。海岸部では、高波や高潮による浸水もあります。

受入れ前に悪天候予測であれば、延期または中止も考慮すべきでしょう。気象災害に巻き込まれたら二次災害に十分注意して行動するようにします。天候が回復した後でも、切れた電線や、地滑り、倒壊した木などによる被害等が発生します。むやみに動き回することは避けましょう。

(2) 台風の進路に入ってしまったら

進路や勢力（強風域の大きさ・最大風速）を調べ、地域行政と共に対処策を考えます。雨台風は、浸水に備えて土嚢の用意をします。土砂崩れや地滑りによる建物の損壊なども考えます。風台風は、看板やベンチなど飛ばされそうなものは、片づけるか固定します。

吹き荒れていた風が急に弱まり、数時間後に再び暴風になること（吹き返し）があります。

(3) 集中豪雨やゲリラ豪雨での対策

集中豪雨、ゲリラ豪雨など、増水や鉄砲水、堤防の崩壊などの危険や土石流、地滑り、がけ崩れなどの重大災害が予想されます。また、平野部で晴れていても山間部で発生した場合、ダムの放水による急な水嵩の上昇が考えられます。

下流域においては床上浸水などの災害が発生します。どちらも突発的で予測困難です。事前に危険箇所を調べるとともに、災害ハザードマップで確認しておきましょう。地域に即した退避方法を事前に考えて対処していくことが肝心です。

※集中豪雨とは、狭い範囲の地域で短時間に多量の雨が降ることをいいます。

※ゲリラ豪雨は、局地的短時間強雨で、降雨範囲が10km四方と狭く、1時間に100ミリ以上の非常に多い降雨量が1時間程度の短時間に集中します。

(4) 停電や断水になったときの対応

停電時は、照明だけでなくエアコン、冷蔵庫、電話等の電化製品が全て使えない状態になります。携帯ラジオや懐中電灯、広い場所に集まることを考えて光源の大きな電灯、冷蔵庫代わりのクーラーボックスなども用意しておきましょう。集団心理によるパニックを防ぐためにも落ち着いた行動と、適切な指示を与えてください。

ライフラインである水道の断水では、トイレの問題に直面します。風呂水の利用や、飲料水の備蓄も必要です。

(5) 竜巻での対策

竜巻はいつ、どこに発生するのか予測は困難です。多くは、台風や寒冷前線、低気圧に伴って発生します。竜巻の現れる前兆としては、空が暗くなる（緑に見えることもある）、風が急に弱まる、あられが降るなどが言われています。建物に逃げ込み、窓の近くは避けて家の中心に避難します。

(6) 雷に遭遇してしまったときの対処方法

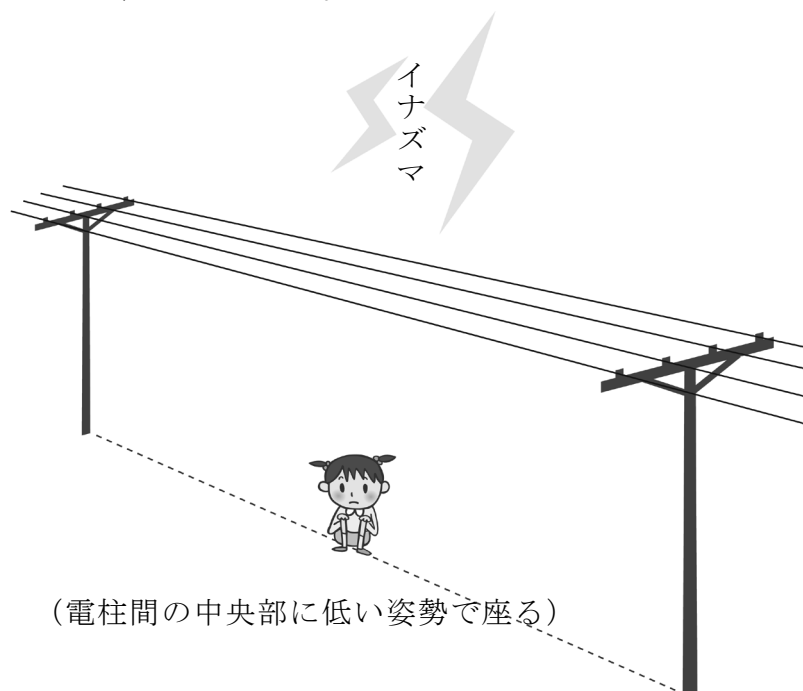
トレッキング中の 11 人が東屋で雨宿り中に落雷があり 1 人が死亡、10 名が重軽傷。また、中学サッカー一部が雨上がりを待って練習再開した途端に落雷があり、生徒 10 人が倒れ、うち 1 名が意識不明の重体となるなど、落雷による事故が発生しています。

雷注意報が出ているときは、中止判断をします。夏の雷は午後 2 時～4 時台の発生が多く、遠くに少しでも黒雲が見えた時点で、直ちに避難を開始してください。少しでも雷鳴が聞こえだしたら避難開始が鉄則です。雷は高い所に落ちるので、傘など高い位置に突き出るものは手放しましょう。高原やグラウンドのような場所では、そこにある高い物体に落雷します。森の中にいても樹木に落雷し、被雷する可能性があります。

雷が発生するとラジオの AM 放送からガリ、ガリッという雑音が混じり出します。50km 離れた場所から感知するため、人の耳で聞こえない遠雷でも検知できます。

安全な場所は、自動車、コンクリートの建物、避雷針のある建物です。木造の建物内では電気コード類や電話線から離れます。突然の雷で避難場所まで行くことができないときの基本は周りよりも低い場所を探して、その場に伏せて雷が通り過ぎるのを待つことです。

屋外で比較的安全な場所は、電線の下です。下図の様に電柱間の中央で真ん中の電線の真下に低い姿勢で座ります。



2 事故・トラブルのケース

(1) はじめに

前述したほか、天候判断のポイントは「**勇気ある撤退と中止**」です。

なぜなら、「せっかく来てくれたのだから、このまま何もしないで帰ったら、かわいそうだ。」という判断をして事故につながる人が多いからです。

参加者は、そのときは残念に感じるかも知れませんが、危険性（恐さ）を理解していないから残念に思うのです。危険性を分かり易く伝え、中止・撤退を厳しく判断することが子どもの命を守ることにつながります。

軽トラックの荷台に乗車させる問題と同じで、妥協は厳禁です。

(2) 雷の事故

ここでは著名な雷の事故を紹介します。

【事案・判旨】（判例時報1929号41頁）

番号	事案の内容		過失の内容	
	(原告)	(被告)	(裁判所)	(判決日)
	父，母，兄	・学校法人高等学校 ・財団法人市体育協会	最高裁判所第二小法廷	H18. 3. 13
1	(概要) 私立高等学校の生徒（高1）が課外のクラブ活動の一環として参加したサッカーの試合中に、落雷を受け、後遺障害等級一級の重傷（視力障害、両下肢機能の全廃、両上肢機能の著しい障害等）を負った事故につき、生徒の両親及び兄が担当教諭及び主催者であった市体育協会の担当者に過失があったとして、同学校法人及び市体育協会を訴えた事案。 (被告) 本件高等学校は、課外のクラブ活動の一環として、ユース・サッカー・サマー・フェスティバルと称するサッカー競技大会に同校サッカー部を参加させ、その引率者兼監督をA教諭とした。 ユース・サッカー・サマー・フェスティバルは、市体育協会が、その加盟団体である市サッカー連盟に実行委員会を設置させて、開催した。		(高松高裁) 平均的なスポーツ指導者としても、落雷事故発生の危険性の認識は薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性は減弱するとの認識が一般的なものであったと考えられるから、平均的なスポーツ指導者が本件試合の開始直前頃に落雷事故発生の具体的危険性を認識することが可能であったとはいえない。 (最高裁) ① 落雷による死傷事故は、平成5年から平成7年までに全国で毎年5～11件発生し、毎年3～6人が死亡している。 ② 落雷事故を予防するための注意に関しては、平成8年までに文献上の記載が多く存在していた。例えば、落雷の研究における我が国の第一人者とされる北川信一郎埼玉大学工学部教授が編集委員長となって	

(時系列) H8. 8. 13 13:50 頃 本件運動広場の上空には雷雲が現れ、小雨が降り始め、時々遠雷が聞こえていた。 14:55 頃 上空に暗雲が立ち込めて暗くなり、ラインの確認が困難なほどの豪雨が降り続いた。 15:15 頃 大阪管区气象台から雷注意報が発令されたが、本件大会の関係者はそのことを知らなかった。 16:30 直前頃 雨がやみ、上空の大部分は明るくなりつつあったが、本件運動広場の南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きているのが目撃された。雷鳴は大きな音ではなく、遠くの空で発生したものと考えられる程度であった。 * A教諭は、稲光の4、5秒後に雷の音が聞こえる状況になれば雷が近くになっているものの、それ以上間隔が空いているときは落雷の可能性はほとんどないと認識していたため、16:30の直前頃には落雷事故発生の可能性があるとは考えていなかった。 16:30 頃 本件試合が開始された。 16:35 頃 本件被害者に落雷があり、その場に倒れた。	いる日本大気電気学会編の「雷から身を守るには－安全対策 Q&A－」（平成3年刊行）には、「雷鳴が遠くかすかでも危険信号ですから、時を移さず、屋内に避難します。」とある（これと同趣旨の文献上の記載は多く存在している。例えば、矢花楨雄（気象庁長期予報課勤務）著の「夏のお天気」（昭和61年刊行）には「雷鳴の聞こえる範囲は、せいぜい20kmです。雷鳴が聞こえたら、雷雲が頭上に近いと思った方が良いでしょう。また落雷は雨の降り出す前や小やみのときにも多いことが分かっています。遠くで雷鳴が聞こえたら、すぐに避難し、雨がやんでもすぐに屋外に出ないことが大切です。』）。 ③ 更に、開始直前頃には本件運動広場の南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きているのが目撃されていた。 ④ これらの事実からすれば、雷雲が大きな音ではなかったとしても、教諭は落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であったというべきである。
--	--

【ポイント】

※雷雲は急速に発達するため、雷鳴を聞いてから避難するのではなく、遠くに黒雲が見えた時点で、直ちに避難を開始してください。また、冬の雷雲は黒雲として認識できないことが多く、雲の中や雲と雲の間などで発生する「雲放電」ではなく、雲と地上の間で発生する「対地放電」で始まることが多くみられます（冬季雷は、日本海沿岸に多く、夏の雷と異なり、下向きではなく、地面から上向きで放電が起きる。）。つまり、上記事例のような前兆のないまま、突然雷に襲われる危険があることから、「雷注意報」発令前でも、気象庁の「レーダー・ナウキャスト」（雷ナウキャスト）などを活用して対策を検討してください。

[目次に戻る](#)